

労働講座2018

労働者の権利（1）労働法Q & A

2018年7月10日

森崎 巖（全労働省労働組合執行委員長／元労働基準監督官）

高須裕彦（明治大学労働教育メディア研究センター客員研究員）

本日と次週の授業のねらい

- これまでの授業を踏まえ、
 - トラブル事例から私たちの権利について考える
 - トラブルにあった時に問題をどうやって解決するか
 - 労働法によって定められた労働者の権利、労働行政機関の機能、労働組合の役割や機能を学び
 - 社会に出て働き、生きていく手がかりを考える。
- 参考資料：連合（日本労働組合総連合会）『働くみんなにスターターブック』

以下、参照ページは（ ）内に表記

https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/hataraku_starterbook.html

スピーカーの紹介

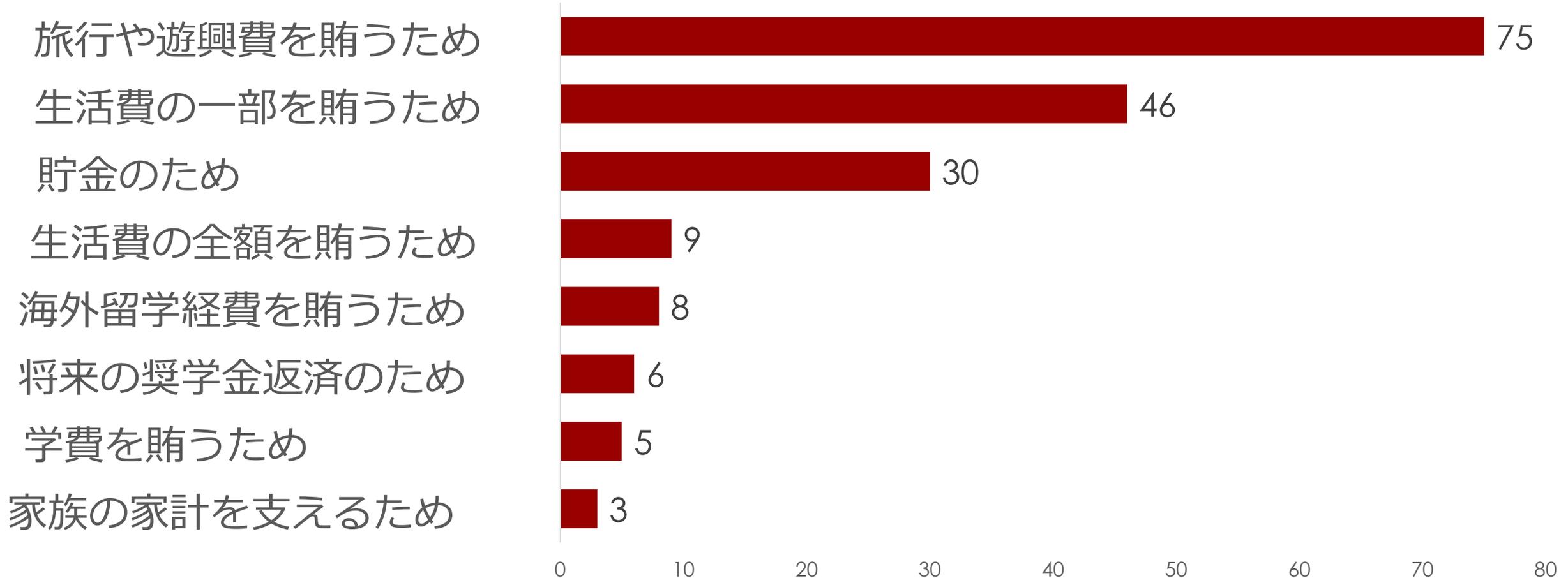
- 森崎 巖：全労働省労働組合中央執行委員長。労働基準監督官として、首都圏の労働基準監督署や労働局に約20年勤務の後、厚生労働省の旧労働省（本省、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所など）系の職員を組織する労働組合の専従役員として、組合活動に関わっている。
- 高須裕彦：明治大学労働教育メディア研究センター客員研究員。労働関係の出版社勤務をへて、労働組合の専従役員として、労働相談・組合づくりに14年間従事する。労働教育の実践や日米の労働運動に関する調査研究に従事している。

労働講座受講生アンケートの結果

アルバイト実態調査アンケート 4月17日実施、回答97名

4

アルバイトを行う理由（複数回答あり）



労働講座受講生アンケートの結果

アルバイト実態調査アンケート

- アルバイト経験：回答者97名中95名。
- 174のアルバイト先：複数のアルバイト先を経験
- 勤続月数平均は14.7カ月、96事例で勤続1年以上
- 週労働時間平均15.48時間、週20時間以上勤務：41事例、週30時間以上勤務：7事例、40時間以上2事例
- 時給平均1,076円
- 業種・職種：主に第三次産業：飲食店（居酒屋、レストラン、寿司屋、ラーメン屋、中華料理店、韓国料理店、そば屋、ファミレス、社員食堂）、カフェ、小売店（スーパー、パン屋、ドラッグストア、コンビニ、アパレル販売店、書店、駄菓子屋、ケーキ屋、雑貨店、魚屋、その他販売）、教育（塾、家庭教師、試験監督補佐）、運輸（駅員、配達）、歯科医院、パチンコ屋、スポーツクラブ、トレーニングスタッフ、クリーニング店、レンタルビデオ店、カラオケ、ゲームセンター、会社受付、不動産屋、映画館、ホテル、通訳、イベントスタッフ、税理士事務所、テレビ局、ライター、メディア入稿、保育補助、派遣など

トラブル・問題・法律違反事例（1）： 174のアルバイト先のうち79件（45%）

- 賃金：15分未満の切り捨て。残業代・深夜手当の不払い・サービス残業。早出分の不払い。実働時間と給与が合わない。着替えの時間は給料が出ない。昇給の約束が守られない。給与明細が出ない。
- 休憩：6時間以上働いても休憩がない／15分しかない。休憩時間だとして賃金は払われないが、休めない。
- 人手不足：人手が足りず、授業を休んで勤務している。希望日でない日にシフトを入れられる。試験時のシフト調整をしてくれない。忙しい。仕事量の増加。
- 休業：客の入りの少ないことを理由に仕事を直前にキャンセル、早退の指示（休業の補償はない）

トラブル・問題・法律違反事例（2）： 174のアルバイト先のうち79件（45%）

- 年次有給休暇がない
- いじめ、いやがらせ、理不尽な叱責、暴言、暴力、セクハラ
- 客の理不尽なクレーム、いたずら、セクハラ
- 外国人：留学生などへの差別。コミュニケーションがうまく取れない
- いい加減な管理：鍵を持っている人間が来なくて店を開けられない。
アルバイトに重要な点検や片付けをさせている
- 正社員：サービス残業をしている。お店に泊まっている。店長がほとんど休まず長時間働いている
- 体調不良で休んだら退職勧奨
- 仕事中に怪我しても労災保険の手続きをしにくれず、自費で診療した

労働法の基礎知識について

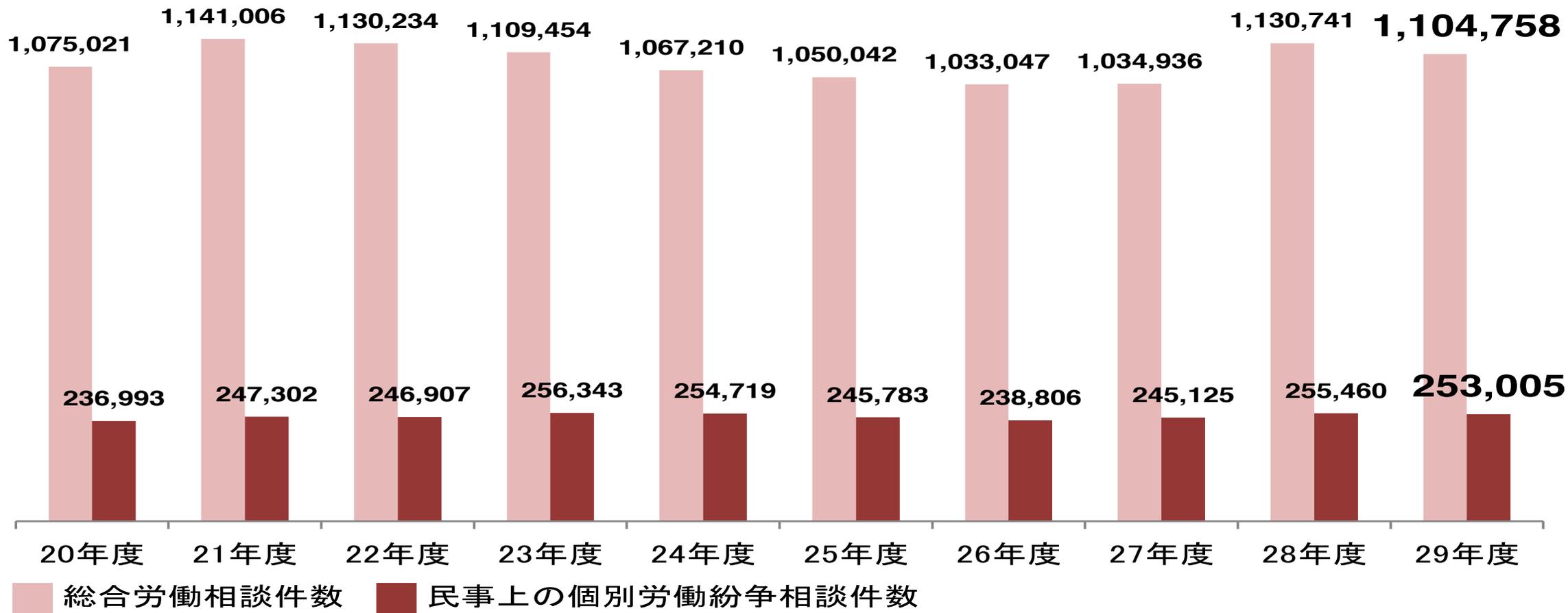
(回答総数97)

設問	○	×	正答
(1) 会社は正社員に対しては都道府県ごとに定められた最低賃金以上の賃金を払わなければならないが、パートやアルバイトには適用されない。	2	95	×
(2) 会社の業績が悪ければ、労働者の同意がなくても、一方的に時給を下げるができる。	17	80	×
(3) 会社が倒産した場合でも、未払いの賃金がある時はこれを請求することができる。	90	7	○
(4) 労働基準法の定める労働時間の上限は、原則として1日7時間、週35時間である。	22	75	×
(5) 労働時間が6時間を超えた場合には、労働時間の途中で少なくとも30分の休憩を与えなければならない。	79	18	×
(6) 会社は6ヶ月以上勤務している正社員には有給休暇を付与しなければならないが、労働時間の短いパートやアルバイト従業員には付与する必要はない。	21	76	×
(7) 1日8時間を超えて働いた場合は、労基法や就業規則の定める規定が適用される場合を除き、原則として時給の25%以上の割増賃金を請求できる。	71	25	○
(8) 夜10時以降働いた場合は、時給の35%以上の深夜手当を請求できる。	28	68	×
(9) 女性は子が1歳になるまで育児休業を取れるが、男性は取ることができない。	3	94	×
(10) 会社にはセクシャルハラスメントの防止措置を行うことが義務づけられている。	89	7	○
(11) 会社は気に入らない労働者をいつでも解雇できる。	7	90	×
(12) 会社は労働者を即日解雇する場合、30日以上平均賃金を払わなければならない。	54	43	○
(13) アルバイト従業員がバイクでピザを宅配中に転倒してケガをした場合、労災保険から治療費や、ケガによって休んだ日の給料の一部が払われる。	84	12	○
(14) 日本国憲法は、労働者に労働組合を結成する権利(団結権)を保障している。	93	4	○

集団から個人へ：個別労働紛争の増加（1）

厚生労働省関係（労働局・労基署など）の総合労働相談件数は高止まり傾向。

（1）相談件数の推移



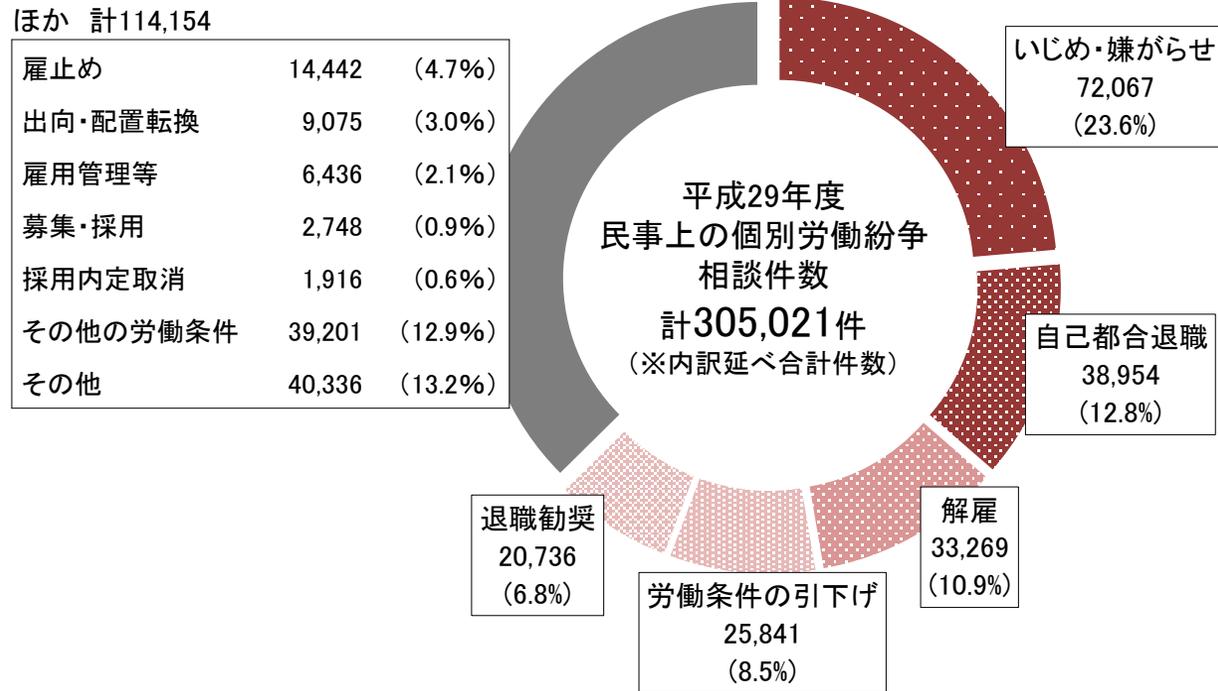
出所：厚生労働省「平成29年度個別労働紛争解決制度施行状況」

集団から個人へ：個別労働紛争の増加（2）

増え続けるいじめ嫌がらせ

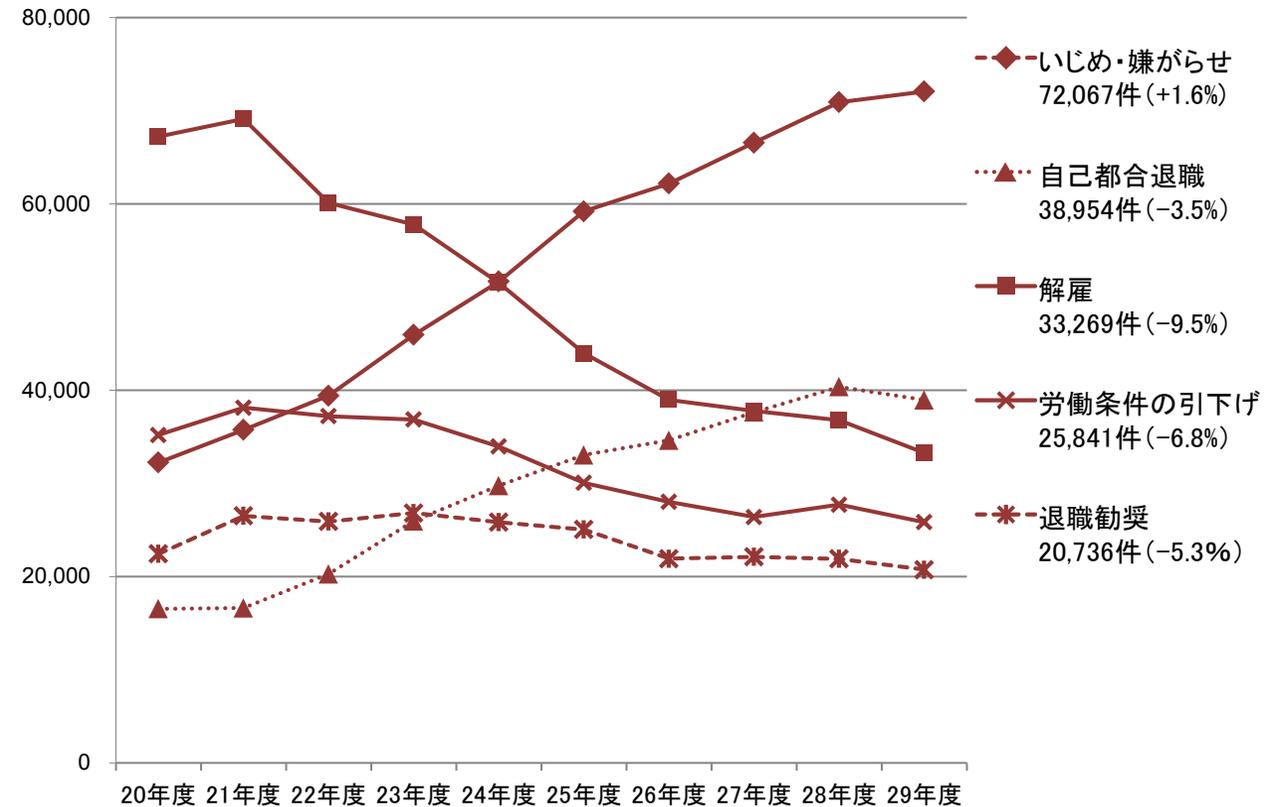
解雇・雇止め・退職勧奨・自己都合退職35.2%、いじめ・嫌がらせ23.6%、労働条件の引下げが8.5%（2017年度）

（2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものである。

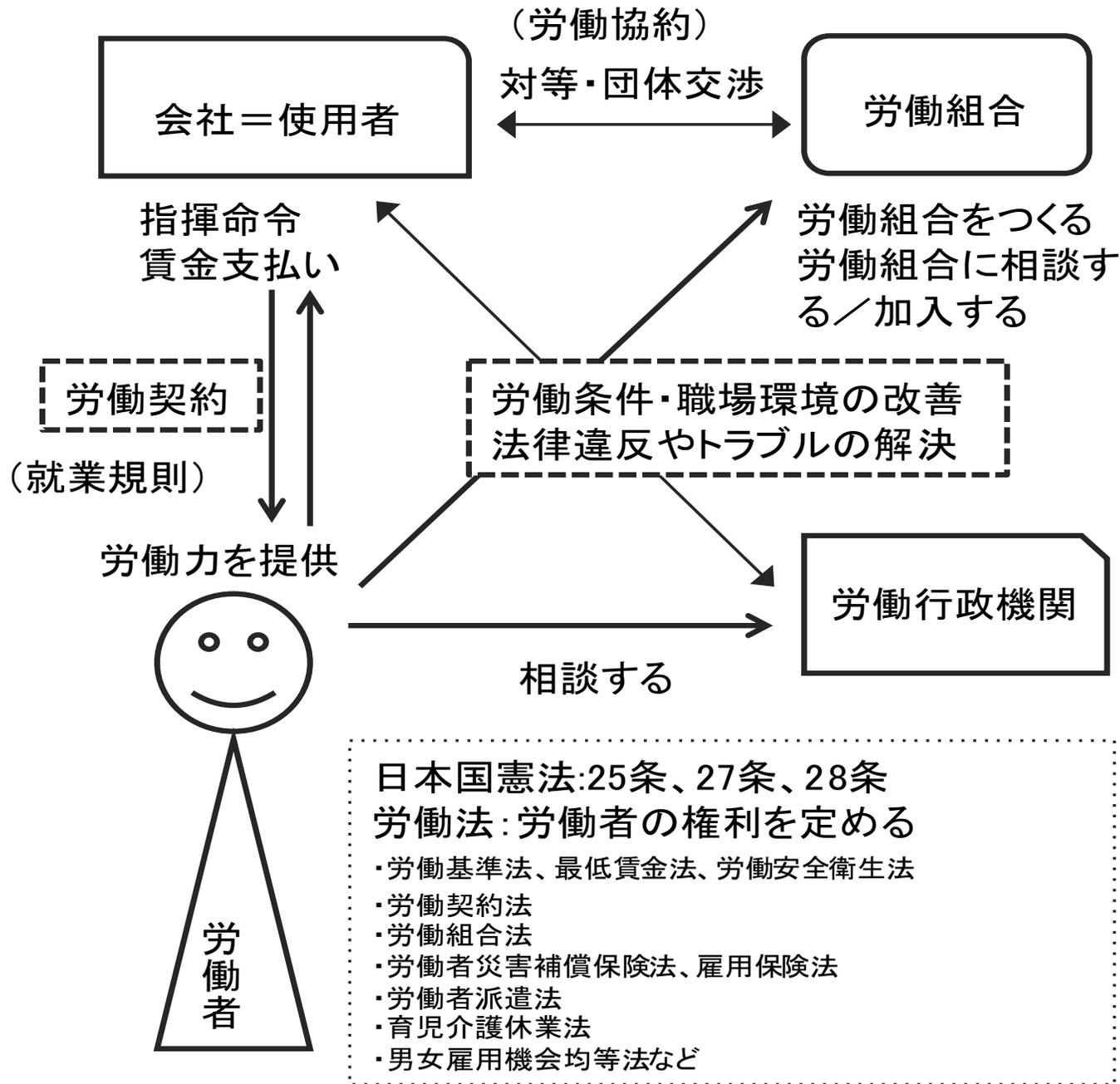
（3）民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



職場のトラブルから私たちの権利について考える

- 疑問に思ったら調べてみる。
- わからなかったら信頼できる先輩や同僚・友人・親に相談してみる。
- 職場に労働組合があれば労働組合に、なければ外部の相談機関に相談してみる。
- 正社員でも、パート・アルバイトでも原則として同一の労働法（労働基準）が適用される。ただし、1週間の労働日数や労働時間数により適用が変わる場合がある。

使用者と労働者の関係図



労働組合

- ・企業別労働組合
- ・産業別労働組合
- ・地域ユニオン(会社に組合がなくても、一人で加入できる)
- ・地方連合などの相談窓口
- ・労働NPOなどの相談窓口

労使関係の調整機関

- ・(中央・地方)労働委員会
- > 集团的労使紛争の調整
- > 一部地方労働委員会では個別紛争処理も

国の監督機関・相談窓口

- > 労働法令の施行を監督
- ・労働基準監督署(労基法違反、労働災害)
- ・都道府県労働局(総合労働相談コーナー)

自治体の相談窓口

- ・東京都労働相談情報センター
- ・道府県労政所管事務所

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(1) 働き始めるとき

- 労働条件明示義務（労基法15条、スターターBook p.16、以下、数字を示す）
- 契約書、労働条件通知書（17）>もらったことある人は？
- 就業規則（労基法89-92条、18-19）>見たことありますか？
- 労働条件が約束と違っていたら
 - ・ 契約内容を守れ！と要求できる
 - ・ 明示された労働条件が、実際の労働条件と相違する場合には、たたちに労働契約を解除することができる（労基法15条2）

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(2) 賃金

(2-1) 店の業績が悪いので、突然時給を1,000円から900円にすると言われた。

- 一方的に賃下げはできない。労働者の合意や変更が合理的なものであることが必要
- 最低賃金を下回ることはできない (21)

※最低賃金：都道府県ごとに定められている。毎年7月から8月頃中央最低審議会・都道府県の最低賃金審議会で検討され、10月頃に改定される。ネットで確認を。東京都958円（2017年10月1日から。それまでは932円）、神奈川県956円、千葉県868円、埼玉県871円

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(2) 賃金

(2-2) アルバイト時間の15分未満が切り捨てられる。

- 端数切り捨ては違法。1分単位で払わないといけない。ただし、1ヶ月分の合計額の30分未満を切り捨て、30分以上の切り上げは可能

(2-3) アルバイト先が突然倒産して閉店してしまった。今月分の給料が払われていない。

- 倒産しても請求できる。支払い能力がない場合は、国の未払い賃金の立て替え払い制度を利用できる>直ちに、勤務場所を所轄している労働基準監督署に相談に行く

(2-4) 売れ残った商品を強制的に購入させられた。

- 労働者の意志に反して、強制的に購入させることはできない

(2) 賃金

(2-5) レジの不足分を強制的に負担させられた。皿を割ってしまったら、皿代を給料から引くと言われた。

- 賃金から一方的に不足分（皿代）を控除できない。制裁としての減給や損害賠償請求するのであれば、使用者は労働者の過失の立証が必要

(2-6) 遅刻したら罰金を給料からさっ引くと言われた。

- 遅刻した時間分の賃金カットは可能。制裁として減給する場合は労基法・就業規則に従わなければならない（別紙・欠勤の場合の新聞記事）
- 制裁としての減給：一回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

※給与明細を確認しよう（22-23）

ビデオ『職場のトラブルを解決しよう！！～長時間労働による過労死』（7分・明治大学労働教育メディア研究センター制作）上映

フルバージョン

『就活中のあなた必見です！！～OB・OGからのメッセージ』（12分）<https://youtu.be/arpIWNAsfy0>

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(3) 労働時間・時間外労働・休日・休憩

(3-1) 労働時間の上限と例外 (24-25)

- 労働時間の上限 (原則) : 1日 8 時間、1週40時間
- 例外 : 変形労働時間制、事業場外労働みなし労働時間制、裁量労働制など複雑な制度に注意
- 休憩 : 6時間を超えると45分以上、8時間を超えると1時間以上の休憩の付与。自由利用の原則
 - ＞ 休憩が取れない、昼休みに電話番を命じられた、昼休み中も窓口
に待機してお客さんが来たら対応するように命じられた→違法！
- 休日 : 毎週 1 日、4 週 4 日

(3) 労働時間・時間外労働・休日・休憩

(3-2) 深夜まで残業をさせられていますが、残業時間の制限はないのですか／夜10時以降も働いていますが、深夜の割増手当が払われていない／店長が大変長時間働いている／制服への着替え、準備時間、清掃、片付けの時間がサービス残業になっている／労働時間の記録が改ざんされ不払いが発生している／タイムカードの不正打刻（残業前打刻など）を強制され、サービス残業をさせられている

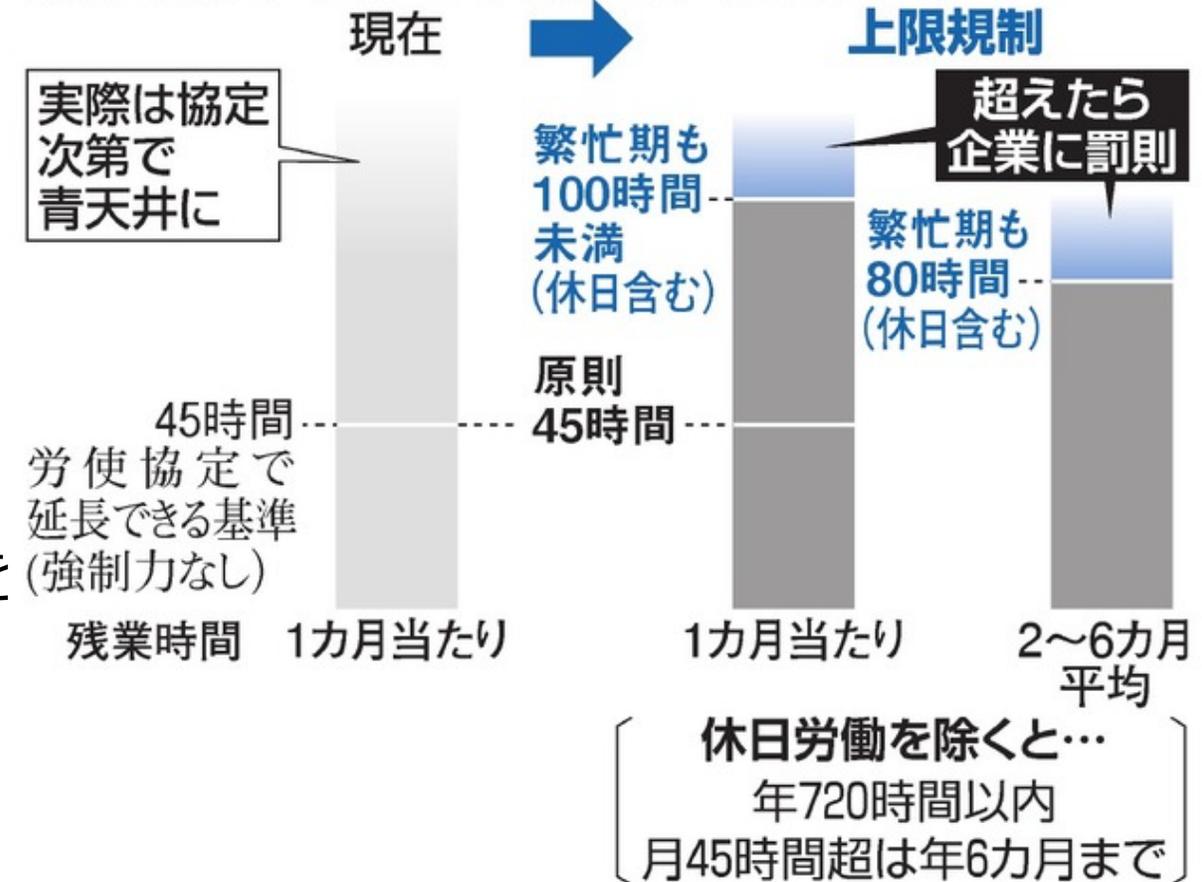
- 労働時間の定義：使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる（厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」2017年1月20日）
- 時間外・休日労働をさせるには、就業規則の定め、時間外・休日労働に関する労使協定〔36（サブロク）協定〕の締結（24）、割増賃金の支払い（25）が必要。36協定に定める範囲で時間外・休日労働が可能（それを超えたら違法）

(3) 労働時間・時間外労働・休日・休憩

(3-2 つづき)

- 6月29日に成立した働き方改革関連法に時間外労働の上限規制（ただし、過労死認定基準と同等）が罰則付きで導入された（2019年4月から施行、図参照・2018年6月29日の朝日新聞記事から）
- 同時に「高度プロフェッショナル制度」を導入：一定の年収(当面1075万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間規制や時間外・休日・深夜労働の割増賃金等の規定を適用除外するもの。

残業時間に上限ができ、破った企業は罰せられる



適用が5年遅れる業務

上限時間が緩い業種も

- 建設
- 自動車運転
- 医師
- 鹿児島県・沖縄県の砂糖製造

適用が除外される業務

- 新技術・新商品などの研究開発

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(3) 労働時間・時間外労働・休日・休憩

(3-3) 毎月30~40時間くらい残業をしているが、時間外手当はいつも同じ金額しか払われない。計算してみたら20時間分が払われているみたいだ。差額を請求できるか？

- 時間外手当を定額（固定残業代）で支給する場合には、あらかじめ何時間相当分かを明示し、その残業時間数を超えたら、超過時間数の時間外手当を支給しなければならない。したがって、差額を請求できる。

(25)

(3) 労働時間・時間外労働・休日・休憩

(3-4) シフトは19時半までなのに、客が少ないと16時で帰らせられる／生徒の当日キャンセルにより、塾に出勤してみると予定の勤務をキャンセルされた。

- 休業手当の支払義務。ただし、1日あたり平均賃金の6割以上の支払い義務。民事的には原則10割を請求できる。

(3-5) シフト希望を出していない日にシフトを入れられた。拒否できるか？

- 就業規則に定めがあれば、休日の出勤、休日の振り替え（変更）を命ずることが可能。管理職や店長をしっかりと話し合うことが大切。

職場のトラブルから私たちの権利について考える

(4) 年次有給休暇

(4) 学生バイトは年次有給休暇を取れないと言われた／有給休暇を申請したら、その日は忙しいから取るなと言われた

- 雇用形態に関係なく、6ヶ月以上継続勤務して全労働日の8割以上出勤すれば、週の労働日数が1日でも有給休暇を取れる（所定労働日数に比例して付与日数が決まる）（26-27、27の表）
- 事業の正常な運営を妨げる場合に、使用者は他の日に変更する権利がある（時季変更権）

(5) 退職・解雇

(5-1) 仕事を辞めたいが辞めさせてくれない。→退職の自由 (30)

(5-2) 店長とトラブルったら、突然明日から来なくて良いと言われた／来週閉店するので解雇だと突然告げられた (31)

- 解雇してはならない理由 (労基法、労組法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法など)
- 解雇には合理的な理由が必要。整理解雇の場合：整理解雇の4要件 (必要性、回避努力、人選の合理性、手続の妥当性)
- 解雇が正当であっても30日前の予告か、30日分の平均賃金 (解雇予告手当) を支払わないといけない
- 解雇だと言われた場合は、すぐに「はい」と言わず、理由を確認して、相談機関に相談する

困った時の対処方法と相談機関

(1) 対処方法

- トラブルが起きたら、おかしいと思ったら、まず調べること
- 会社とのやり取り（店長・管理職の発言）はできるだけ日時と内容を記録しておく（メモ、録音）
- おかしいと思ったら、その場で同意しないこと（例えば、退職を勧奨されたら、「数日考えさせて下さい」と言って、対応を考える時間、調べたり、相談する時間を作る
- 一人で悩まない。まずは相談すること。相談の上、アクションするかどうか考えれば良い
- 信頼できる先輩や同僚がいるなら、相談する。会社に労働組合があれば相談してみる（信用できない感じがする場合は、次の相談先へ）

困った時の対処方法と相談機関

(2) 労働行政機関

相談日・時間については、各機関のホームページで確認下さい。いずれも無料で相談を受けられます。

- 東京都労働相談情報センター 労働110番 0570-00-6110
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/sodan/>
- 労働基準監督署、労働局総合労働相談コーナー
0120-601-556 (都内発信のみ)
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiket/soudan.html>

(3) 困った時の相談先一覧

労働者の立場に立って無料で相談に乗ってくれます。相談日・時間は各団体のホームページで確認下さい。

(3-1) 労働組合の中央労働団体の相談窓口

- 連合0120-154-052（相談者の地元の相談窓口にかかります。東京は「連合東京」）

(3-2) 一人で加盟できる地域ユニオン・地域労組

- 下町ユニオン 江東区亀戸7-8-9松甚ビル2F 03-3638-3369
- コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（全国各地の地域ユニオンの連絡先）
<http://sites.google.com/site/cunnet/home/network/>

(3-3) 弁護士や労働NPOなどの相談窓口

- 日本労働弁護団（弁護士による相談）千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階 03-3251-5363
- NPO法人東京労働安全衛生センター（職場の安全衛生や労働災害・職業病などの相談）江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 03-3683-9765

参考資料・リンク

- 厚生労働省のサイト「確かめよう労働条件」：労働条件・労働法に関する情報・解説書が得られる。学生向けのページやマンガで学べる労働法などもある
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>
- 東京都労働相談情報センター『ポケット労働法』
毎年6月から7月に改訂版が出る
<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/siryu/pocket/index.html>
- 石田眞、浅倉むつ子、上西充子『大学生のためのアルバイト・就活トラブルQ&A』旬報社、2017年
- 宮里邦雄・川人博・井上幸夫『就活前に読む～会社の現実とワークルール』旬報社、2011年